

証券コード 7003

平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号

三井造船株式会社

代表取締役社長 田 中 孝 雄

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネット上の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードをご入力の上、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、後記の「インターネット等による議決権行使について」（58頁～59頁）をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階 |

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役の報酬制度改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.mes.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mes.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(株主総会招集通知添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では労働市場の改善に伴い個人消費の底堅さを維持しつつも、ドル高や外需の低迷等で輸出に力強さを欠いております。欧州では主要国を中心に緩やかな回復基調が見られますが、テロ事件や難民流入問題などにより社会的不安が高まっており、中国を中心とした新興国や資源国では原油価格の下落も相俟って景気の減速傾向をさらに強めているなど、先行きは不透明な状況にあります。

国内経済は、雇用・所得環境の改善に支えられていた消費者マインドに停滞感が出てきており、また年明け以降の急激な円高・株安進行と世界経済の減速懸念の高まりで、輸出産業を中心に企業収益の改善傾向に陰りが見え始め、新規設備投資への慎重姿勢もあり景気の下振れリスクが強まっております。

このような状況下、当社グループは14中計（平成25年7月から平成29年3月までの経営計画）の中間年にあたり、ありがたい姿である「持続的成長と収益安定性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」に向けて、(1)製造事業の変革(2)エンジニアリング事業の拡大(3)事業参画・周辺サービス事業の拡大という3本の戦略の柱と(4)経営基盤の強化からなる基本方針のもと、グループ総合力の増強やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域とビジネスモデルの変革を推し進めているところです。その一環として、「エンジニアリング事業の拡大」では中小型ガス運搬船の開発・販売を促進させるため、圧力式ガスタンクやガスハンドリングシステムの設計・機器調達・製造監理等のEPC事業を手掛けるドイツのTGE Marine AGを当期に子会社化いたしました。

また、来年創立100周年を迎えるにあたり、これからの将来像や方向性、会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」を策定し、平成28年2月10日に公表いたしました。将来の社会ニーズや当社グループの強みから、今後注力する事業領域を「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」と位置付け、ありがたい姿として「社会に価値をつくりだすエンジニアリングチームへ」という理念を掲げて、よりよい社会の実現に向けてグループ一丸となって全力で取り組んでまいります。

当期の連結受注高は、前期に子会社の三井海洋開発株式会社における大型プロジェクト及びエンジニアリング部門における大型案件の受注があったことなどにより、前期と比べて3,502億円減少の6,096億円になりました。

連結売上高は、船舶海洋部門において、前期と比べて大型プロジェクトの進行基準工事の売上計上が減少したことなどにより、前期から111億円減少の8,054億円になりました。営業利益は、船舶海洋部門の子会社における大幅な減益の影響により、前期から15億円減少の118億円になりました。経常利益は、金融収支の改善や持分法による投資利益の増加などにより、

前期から2億円増加の151億円に、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の特別利益に負のれん発生益を計上していたことなどにより、前期から19億円減少の76億円になりました。

各部門の状況は次のとおりです。なお、当期より、当社において、社会インフラ事業の強化を図るため、機械・システム事業本部に、社会インフラ総括部を新設し、「船舶海洋」、「エンジニアリング」、「その他」に含まれていた社会インフラ事業を「機械」に集約いたしました。また、船舶・機械設計、機器製造、設備メンテナンスの子会社3社を合併し、「機械」、「その他」に含めておりました子会社を「船舶海洋」に統合しております。前期との比較は変更後の区分に基づき記載しております。

【船舶海洋部門】

海運市況は、ここ数年間の新造船の大量竣工による船腹過剰状態に中国経済の減速が加わり、昨年来の冷え込んだ状況からさらに厳しい後退局面におかれております。特に、ドライバルク部門においては用船料の歴史的低水準が続いており、市況は硬直状態に陥っております。一方で原油タンカー及びLPG船の用船市況は堅調を維持しているものの、新造船市場では競争が激化しており、いずれの船種についても厳しい価格競争を強いられております。

海洋開発関係では、原油価格の急激な低下により海洋油田・ガス田開発プロジェクトが減速・中断するなど、先行き不透明な状況にあります。

このような状況にあつて、当社は省エネ・環境対応技術を取り入れた新型ばら積み貨物運搬船を逐次開発・市場投入し、平成25年11月に省エネ船の1番船を引き渡して以来、56,000重量トン型から66,000重量トン型に至る各種の省エネ型ばら積み貨物運搬船の受注・建造実績を順調に積み重ね、当期はさらに新設計のVLC C複数隻の受注を加え、省エネ船の累計受注隻数は69隻となり、約2年分の手持ち工事を確保しております。

厳しい受注環境下にはありますが、今後も省エネ船の先行ヤードとしての強みを活かし、採算改善を図りながら選別的な受注を進めてまいります。

連結の受注高は、F S O（浮体式海洋石油・ガス貯蔵積出設備）の建造工事やF P S O（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）のオペレーションサービスなどを受注しましたが、F P S Oの建造工事やばら積み貨物運搬船などが減少したことにより、前期と比べ2,383億円減少の2,978億円となりました。売上高は、F P S Oの建造工事の減少などにより、前期に比べ572億円減少の4,238億円となりました。営業損益は、主に海洋支援船の採算悪化の影響により、前期の97億円の利益から133億円の損失となりました。

【機械部門】

船用ディーゼル機関については、大型機関の受注により受注高は前期より大きく増加しました。生産量については前期並みの181基/328万馬力となりました。来期は大型機関の生産により同等の基数で380万馬力程度を予定しております。また、環境面や経済面に優れる新燃料焼き機関として、天然ガス焼き3基、メタノール焼き3基、エタンガス焼き1基を納入しました。

産業機械については、原油価格の下落や中国を始めとする新興国経済の減速の影響を受けた設備投資意欲の減退により、製油所向けの往復動圧縮機等において受注高が前期から減少しました。売上高については過年度受注分により前期並みを維持しましたが、当面は厳しい事業環境が続く見通しであるため、今後需要が増えるガス焚き船用ディーゼル機関へ燃料を供給するための高圧圧縮機の販売拡大や資本業務提携を行った株式会社加地テックとの協業により非石油分野への参入を図ってまいります。

運搬機については、既設コンテナクレーンの更新需要やコンテナ船の大型化に対応するための新規需要により、引合いは国内外ともに活発な状況にあります。前期に十分な工事量を確保し、上半期の受注を手控えたことにより受注高は前期と比べて減少しましたが、売上高は過去最高となりました。この拡大する需要に対応するため、現在、大分事業所において生産能力の増強を目的とした大型設備投資を実施しており、平成28年10月より稼働予定です。また、コンテナクレーンの海外生産についても検討を進めております。

アフターサービスを中心としたL S S事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）については、バラスト水規制前のドック入りの商機を捉えて船用ディーゼル機関のアフターサービスが好調だったことに加え、クレーン関係の移設・解体工事も増加したことなどにより、受注高、売上高ともに過去最高を更新しました。

連結の受注高は、船用ディーゼル機関、コンテナクレーン、橋梁、港湾関連構造物、各種産業用機械及びアフターサービス事業などにより、前期と比べ313億円減少の1,722億円となりました。売上高は、これらの製品・事業により前期と比べ46億円増加の1,717億円となりました。営業利益は、アフターサービス事業や産業機械の好調などにより、前期と比べ31億円増加の138億円となりました。

【エンジニアリング部門】

石油・化学業界は原油価格の低迷や中国の景気減速による石油化学製品の需要の減少により、設備投資計画の変更・延期が相次ぎ、当社グループの受注計画にも大きく影響を及ぼしました。

また、海外インフラ分野においても、東南アジアの経済成長に伴う電力需要及びインフラ整備の需要は依然高まりつつあるものの、投資プロジェクトが遅延する傾向が続いております。

環境エネルギー分野では、再生可能エネルギーによる発電事業の需要は依然として活発であり、太陽光発電が先行した市場が徐々に風力、バイオマス・バイオガス発電事業などへ向かっております。当社グループにおいては、大分で太陽光発電事業を開始したほか、北海道ではバイオガス発電を事業化しました。また、海外においても英国で2件のバイオマス発電案件を事業化しました。風力発電では福島沖での洋上風力発電の実証研究事業に参画し、風力発電事業の可能性を追求しております。

連結の受注高は、環境エネルギー分野で2件の風力発電所建設工事を受注したものの、石油化学プラント分野での設備投資計画の遅延の影響などにより、前期と比べて815億円減少の1,009億円となりました。売上高は、シンガポール向け及び北米向けの石油化学プラント建設

工事、ベトナム向け発電土木工事が順調に進捗し、また、環境エネルギー分野では、太陽光発電所建設工事が完工したことなどにより前期と比べ417億円増加の1,713億円となりました。営業損益は、不採算工事の完了などにより、前期の106億円の損失から83億円の利益となりました。

【その他部門】

その他部門は、情報システムの開発・販売事業、不動産賃貸管理業等の各種サービス事業などにより、連結の受注高は前期と比べ9億円増加の386億円に、売上高は前期と同水準の387億円に、営業利益は前期と比べ6億円減少の30億円となりました。

【企業集団のセグメント別情報】

(単位 百万円)

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
船 舶 海 洋	297,818	423,786	978,657
機 械	172,238	171,690	164,693
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	100,922	171,270	312,442
そ の 他	38,642	38,666	6,501
計	609,621	805,413	1,462,294

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は160億円であり、その主な内容は、当社の大分事業所における運搬機工場の生産能力拡張工事、子会社におけるF P S O建造工事などです。

(3) 資金調達の状況

当社グループの資金調達につきましては、長期借入金687億円、国内無担保社債100億円及び短期借入金などの調達を行い、長期借入金の約定弁済、社債の償還、投資、運転資金等に充当しました。

(4) 対処すべき課題

14中計の中間年にあたる平成27年度は、製造事業の変革として、一層の効率化、競争力強化を狙って玉野機械工場、千葉造船工場、玉野艦船工場、及び大分運搬機工場の設備投資を実施しました。また、エンジニアリング事業の拡大として、ガス船のエンジニアリングを行うTGE Marine AGを買収したほか、米国での低密度ポリエチレン製造プラントや英国での2件のバイオマス発電などの積極的な受注を推し進めてきました。さらに事業参画・周辺サービス事業の拡大として、船舶の修繕事業強化としてME S - K H I 由良ドック株式会社を設立しました。14中計最終年度となる平成28年度は、これまで推し進めてきたグループ総合力やグローバル展開による事業拡大のための体制構築の仕上げとして、得られた一つ一つの成果

を結びつけ、相乗的な効果を生み出していくとともに、今後の事業環境の変化に対応できるよう、よりスピード感をもって次の施策を実施してまいります。

① 製造事業の変革

国内の開発・生産体制の再構築やグローバル事業体制を整えること、またキーコンポーネント事業の育成・拡大に取り組むことによって、競争力の強化と付加価値の高い製品開発の実現を目指してまいります。

② エンジニアリング事業の拡大

化学プラント、海洋資源開発及び環境エネルギーといったEPC（設計、調達、建設）分野の競争力を強化・拡大すること、当社グループ内及びグローバルでの連携体制をさらに強化することで、収益基盤の安定化と、中長期的に収益を牽引していく事業の拡大を進めてまいります。

③ 事業参画・周辺サービス事業の拡大

製造事業をコアとした周辺サービスを強化すること、及びエンジニアリング事業をコアとした上流・下流サービスを強化することによって、それぞれの事業との結びつきが強い事業投資や周辺サービス事業の展開と拡大を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 110 期 (平成24年度)	第 111 期 (平成25年度)	第 112 期 (平成26年度)	第 113 期 (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	662,556	1,107,750	959,784	609,621
売 上 高 (百万円)	577,093	670,067	816,520	805,413
経 常 利 益 (百万円)	26,162	26,179	14,899	15,078
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	△8,207	42,854	9,463	7,599
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△9.91	51.80	11.63	9.40
総 資 産 (百万円)	660,397	932,896	1,074,563	1,094,042
純 資 産 (百万円)	207,313	323,608	347,305	343,853
1株当たり純資産(円)	212.24	266.64	292.86	290.48

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 110 期 (平成24年度)	第 111 期 (平成25年度)	第 112 期 (平成26年度)	第 113 期 (平成27年度)
受 注 高 (百万円)	189,743	289,149	320,463	233,789
売 上 高 (百万円)	257,336	259,854	253,343	280,192
経 常 利 益 (百万円)	11,005	10,075	8,661	18,001
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△13,226	3,027	△1,187	2,390
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△15.97	3.66	△1.46	2.96
総 資 産 (百万円)	419,797	446,242	454,382	463,348
純 資 産 (百万円)	128,222	130,551	126,875	130,674
1株当たり純資産(円)	154.90	157.65	156.78	161.39

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三井海洋開発株式会社	30,122百万円	50.1%	F P S O等海洋構造物の設計、建造、据付
昭和飛行機工業株式会社	4,949百万円	65.6	輸送用機器関連の製造、販売、不動産の賃貸、管理
Burmeister&Wain Scandinavian Contractor A/S	150百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設
T G E M a r i n e A G	1,217千EURO	99.9	ガス燃料供給システムの設計、機器調達、製造監理等
三井造船システム技研株式会社	720百万円	100.0	システムの開発、販売
三井ミーハナイト・メタル株式会社	492百万円	100.0	鋳鉄・鋳鋼鋳物の製造、輸入及び販売
新潟造船株式会社	300百万円	100.0	船舶の設計、建造、修理

(注) 1. 昭和飛行機工業株式会社の議決権比率には、当社が退職給付信託として三井住友信託銀行株式会社に拠出している同社株式5,131千株（議決権比率15.7%）を含んでおります。

（議決権行使の指図権は当社に留保されております。）

2. DKK…デンマーククローネ
3. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの株式を100%保有しております。
4. 当社の100%子会社であるMES Germany Beteiligungs GmbHは、持株会社として平成27年10月1日にTGE Marine AGの株式を取得し、同社を子会社といたしました。
5. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計87社であり、持分法適用関連会社は48社であります。
6. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区 分	主 要 営 業 品 目
船 舶 海 洋	船舶、艦艇、高速旅客船、浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
機 械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、橋梁、港湾関連構造物、誘導加熱装置
エンジニアリング	化学プラント、海外土木・建築工事全般、発電プラント、再生可能エネルギー発電事業、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
そ の 他	情報・通信関連機器、システム開発、物流サービス、輸送用機器、不動産賃貸管理

(8) 主要な事業所及び営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都中央区築地5丁目6番4号
幕 張 セ ン タ ー	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト棟
事 業 所	玉野事業所（岡山県玉野市）、千葉事業所（千葉県市原市）、大分事業所（大分県大分市）
営 業 所	北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中国支社（広島市）、九州支社（福岡市）、東九州支店（大分市）、沖縄支店（那覇市）、呉営業所（呉市）、海外3カ所

② 子会社

三 井 海 洋 開 発 株 式 会 社	本社：東京都中央区
昭 和 飛 行 機 工 業 株 式 会 社	本社：東京都昭島市
Burmeister&Wain Scandinavian Contractor A/S	本社：デンマーク国
T G E M a r i n e A G	本社：ドイツ国
三 井 造 船 シ ス テ ム 技 研 株 式 会 社	本社：千葉県千葉市
三 井 ミ ー ハ ナ イ ト ・ メ タ ル 株 式 会 社	本社：愛知県岡崎市
新 潟 造 船 株 式 会 社	本社：新潟県新潟市

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

部 門	従 業 員 数
船 舶 海 洋	5,726 名
機 械	2,600
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	2,342
そ の 他	1,912
全 社 （ 共 通 ）	125
合 計	12,705

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,612名	11名減少	37.8歳	15.3年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況

① 当社の主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,203百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,025
株式会社みずほ銀行	16,977

② 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	35,477百万円
三井住友信託銀行株式会社	9,280
株式会社みずほ銀行	4,218

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、平成27年10月1日付でドイツに本社を有するTGE Marine AGの株式を取得し、子会社としました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 830,987,176株
 （資本金の額 44,384,954,321円）
- ③ 株 主 数 66,543名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	39,481 千株	4.88 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	35,701	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	31,396	3.88
三 井 物 産 株 式 会 社	25,500	3.15
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	25,460	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	23,316	2.88
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	16,000	1.97
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	15,651	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	14,790	1.82
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,647	1.68

- (注) 1. 当社は、22,758,073株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式4,000株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間	保有する者の人数
第1回 新株予約権 (平成25年 7月30日)	275個	普通株式 275,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	新株予約権 1個当たり 144,000円 (1株当 り144円)	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当 り1円)	平成25年8月 24日～ 平成55年8月 23日	取締役(社 外取締役を 除き、執行 役員兼務者 を含む) 9名
第2回 新株予約権 (平成26年 7月31日)	177個	普通株式 177,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	新株予約権 1個当たり 191,000円 (1株当 り191円)	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当 り1円)	平成26年8月 23日～ 平成56年8月 22日	取締役(社 外取締役を 除き、執行 役員兼務者 を含む) 9名
第3回 新株予約権 (平成27年 7月31日)	238個	普通株式 238,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	新株予約権 1個当たり 169,000円 (1株当 り169円)	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当 り1円)	平成27年8月 22日～ 平成57年8月 21日	取締役(社 外取締役を 除き、執行 役員兼務者 を含む) 9名

(注) 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含んでおります。

② 当事業年度中に執行役員・理事に交付した新株予約権等の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使価額	権利行使期間	交付した者の人数
第3回 新株予約権 (平成27年 7月31日)	259個	普通株式 259,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	新株予約権 1個当たり 169,000円 (1株当 り169円)	新株予約権 1個当たり 1,000円 (1株当 り1円)	平成27年8月 22日～ 平成57年8月 21日	執行役員 (取締役兼 務者を除 く)13名 理事17名

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役会長		加藤 泰彦	—
代表取締役 社長 CEO		田中 孝雄	—
代表取締役 副社長	(社長補佐、営業部門総括、営業推進部担当、輸出管理室長)	岡田 正文	—
代表取締役 常務取締役	(監査部、人事総務部門、資材部門及び環境安全管理部門担当、CCO)	山本 隆樹	—
取締役 常務執行役員	(エンジニアリング事業本部長)	小峯 裕之	—
取締役 常務執行役員	(機械・システム事業本部長)	蓑田 慎介	—
取締役 常務執行役員	(船舶・艦艇事業本部長)	福田 典久	—
取締役	(経営企画部及び技術開発本部担当)	西畑 彰	三井海洋開発(株)取締役
取締役	(財務経理部門及びIR室担当)	中村 潔	—
取締役		徳久 徹	ヌサ・テンガラ・マイニング(株)代表取締役副社長
取締役 常勤監査役		田中 稔一	三井化学(株)相談役
常勤監査役		入江 泰雄	—
常勤監査役		北嶋 義久	—
監査役		今井 和也	—
監査役		矢作 光明	—

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CCO：コンプライアンスに関する全社統括責任者（Chief Compliance Officer）
3. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一は、社外取締役であります。
4. 監査役今井和也及び監査役矢作光明は、社外監査役であります。
5. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役今井和也及び監査役矢作光明は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. 当社は、取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役今井和也及び監査役矢作光明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

・取締役及び執行役員の担当（平成28年4月1日現在）

地 位	担 当	氏 名
代表取締役 取締役会長		加藤泰彦
代表取締役 社長CEO		田中孝雄
代表取締役 副社長 副社長執行役員	(社長補佐、監査部、人事総務部門及び資材部門担当、 輸出管理室長、CCO)	山本隆樹
取締役 常務執行役員	(機械・システム事業本部長)	蓑田慎介
取締役 常務執行役員	(経営企画部、技術開発本部、営業推進部及び環境安全 管理部門担当、海洋事業推進部長、CISO)	西畑 彰
取締役 常務執行役員	(CFO、IR室担当)	中村 潔
取締役 常務執行役員	(社長特命事項)	福田典久
取締役	(社長付)	岡田正文
取締役	(社長付)	小峯裕之
常務執行役員	(エンジニアリング事業本部長)	仁保信介
常務執行役員	(船舶・艦艇事業本部長)	古賀哲郎
常務執行役員	(玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）)	田口昭一
執行役員	(機械・システム事業本部副事業本部長（運搬機担当）、 大分事業所長)	岸本泰樹
執行役員	(技術開発本部長)	鳥井幸典
執行役員	(エンジニアリング事業本部副事業本部長（プラント担 当）)	吉田勝彦
執行役員	(船舶・艦艇事業本部副事業本部長、玉野艦船工場長)	三宅俊良
執行役員	(機械・システム事業本部副事業本部長（産業機械担 当）、テクノサービス事業室長)	岡 良一

地 位	担 当	氏 名
執 行 役 員	(財務経理部長)	塩 見 裕 一
執 行 役 員	(経営企画部長)	香 西 勇 治
執 行 役 員	(機械・システム事業本部機械工場長)	村 上 清 彦
執 行 役 員	(エンジニアリング事業本部副事業本部長 (環境エネルギー・インフラ担当))	黒 坂 佳 司
執 行 役 員	(営業推進部長)	福 井 直 和
執 行 役 員	(資材部長)	瀧 谷 茂 樹
執 行 役 員	(船舶・艦艇事業本部副事業本部長、企画管理部長)	岩 松 安 則

- (注) 1. CISO : 全社情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
2. CFO : 全社財務統括責任者 (Chief Financial Officer)

② 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社及び担当部門の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は基本報酬、業績反映報酬及び株式報酬型ストック・オプションから構成されております。また、監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役及び執行役員の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役及び執行役員の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議してあります。同委員会の構成は、社長、人事担当取締役及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16名 (2)	342百万円 (17)

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	75百万円 (18)
合 計	20名	418百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成22年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役に対する報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権の当事業年度における費用計上額42百万円を含んでおります。
なお、ストック・オプション報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 当社は、平成25年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役徳久 徹は、ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社の代表取締役副社長を兼任しております。当社は、ヌサ・テンガラ・マイニング株式会社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

社外役員	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徳久 徹	16回	100%	—	—
取締役 田中 稔一	12回	100%	—	—
監査役 今井 和也	15回	94%	14回	100%
監査役 矢作 光明	15回	94%	14回	100%

(注) 取締役田中稔一は、平成27年6月26日開催の第112回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（12回開催）について記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役徳久 徹は、出席した取締役会においては、政府系金融機関の職員及び海外鉱山への投融资事業会社の経営者としての経験に基づく国際金融及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

取締役田中稔一は、出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役今井和也は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役矢作光明は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	97百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	250百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社、昭和飛行機工業株式会社、Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S及びTGE Marine AGは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務及び税務のデュエリジェンス業務、社債発行に係るコンフォート・レター作成業務等の対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では平成28年3月30日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- ハ. 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。
- ニ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ホ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、各事業本部ごとに「本部内リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
- ニ. 業務執行部門のリスク管理状況については、社長直属で独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営戦略会議及び経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ハ. 取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ニ. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役あるいは執行役員が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「コンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を委員長とし、本社、事業所及び子会社のコンプライアンスオフィサーによって構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能としてCCOを委員長、各管理部門及び各事業本部営業担当の幹部従業員を構成メンバーとする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
- ハ. 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ホ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ヘ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
 - ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
 - ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
 - ニ. コンプライアンスについては、「コンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
 - ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
 - ヘ. 子会社において優先すべき重要なリスクの選定及び適正な対応がなされているか、子会社のリスク管理に関する社内規程「子会社リスク管理運営要領」に基づき当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
 - ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役職務の執行を補助する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
 - ロ. 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (イ) 経営会議体規程に基づき監査役は経営戦略会議及び経営会議に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- (ハ) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ニ) 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (イ) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ハ) 監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役会が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
 - ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。平成27年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。
- ①内部統制システム推進体制
- イ. 当社では社長の指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、社長より任命された経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。

平成27年度において同委員会は4回開催され、リスク管理体制のほか会社法の改正及び東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの適用など昨今の内部統制強化の動向並びに従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などに資する提言や報告を、同委員会が適宜経営会議体及び社長をはじめとする当社役員に行いました。

②リスク管理体制

- イ. 期初に経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」がモニタリングを行いました。
- ロ. 「全社リスク管理・決裁規準」に基づき各事業本部に設置した「本部内リスク管理検討会議」にて自主リスクチェックを行い、経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理を行いました。
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ監査部が社内規程に基づき各事業本部の自主リスクチェックの状況を確認しました。また、年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。監査結果については、取締役会及び経営会議並びに監査部担当役員に監査部が報告を行いました。

③コンプライアンス体制

- イ. 「コンプライアンス運営規程」に基づき平成27年度において「コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、全社横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。特に独占禁止法の遵守については、平成27年度において「独占禁止法遵守監視委員会」を4回開催し、監視を徹底いたしました。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、新入社員研修及び子会社新任役員研修におけるコンプライアンス研修並びに管専職向けコンプライアンス研修会などを開催し、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

④グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。

- ロ．平成27年度において子会社のリスク管理を一層強化するため、当社社内規程として「子会社リスク管理運営要領」を新たに明文化しました。平成28年度より同社内規程に基づき、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図ります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	1,094,042	負 債 の 部	750,189
流 動 資 産	537,822	流 動 負 債	472,508
現金及び預金	139,374	支払手形及び買掛金	245,635
受取手形及び売掛金	282,419	短期借入金	68,986
商品及び製品	4,107	リース債	2,145
仕掛品	33,830	未払法人税等	6,894
原材料及び貯蔵品	5,010	繰延税金負債	591
繰延税金資産	14,535	前受金	84,388
その他	61,011	保証工事引当金	9,881
貸倒引当金	△2,466	受注工事損失引当金	10,123
固 定 資 産	556,220	資産除去債務	1
有 形 固 定 資 産	379,051	その他	43,860
建物及び構築物	58,339	固 定 負 債	277,681
機械装置及び運搬具	45,404	社債	40,000
土地	257,694	長期借入金	130,886
リース資産	7,955	リース債	7,305
建設仮勘定	6,645	繰延税金負債	51,696
その他	3,012	退職給付に係る負債	12,318
無 形 固 定 資 産	32,360	役員退職慰労引当金	522
のれん	17,877	資産除去債務	1,286
その他	14,482	再評価に係る繰延税金負債	15,086
投 資 そ の 他 の 資 産	144,807	その他	18,577
投資有価証券	81,646	純 資 産 の 部	343,853
長期貸付金	28,313	株 主 資 本	207,140
退職給付に係る資産	249	資本金	44,384
繰延税金資産	20,762	資本剰余金	18,811
その他	16,572	利益剰余金	148,723
貸倒引当金	△2,736	自己株式	△4,778
資 産 合 計	1,094,042	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	27,634
		その他有価証券評価差額金	6,185
		繰延ヘッジ損益	△7,653
		土地再評価差額金	30,540
		為替換算調整勘定	11,531
		退職給付に係る調整累計額	△12,969
		新 株 予 約 権	231
		非 支 配 株 主 持 分	108,845
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,094,042

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売上高		805,413
売上原価		743,530
売上総利益		61,883
販売費及び一般管理費		50,070
営業利益		11,813
営業外収入		
受取利息	3,755	
受取配当金	1,220	
受取投資利益	4,838	
受取有価証券評価益	3,226	
その他	1,517	14,558
営業外費用		
支払利息	3,232	
支払差損	6,671	
その他	1,389	11,293
経常利益		15,078
特別利益		
固定資産処分益	522	
投資有価証券売却益	3,296	
関係会社清算益	321	
関係会社補助金	586	
国庫補助金	712	
受取保険金	3,117	
債権免除益	333	
特別環境保全費用引当金戻入額	1,730	10,620
特別損失		
固定資産処分損失	1,363	
減損損失	341	
投資有価証券売却損	168	
投資有価証券評価損	419	
関係会社出資金評価損	112	
関係会社清算損	686	
固定資産圧縮損	712	
貸倒引当金繰入額	212	
輸送事故による損失	1,159	5,177
税金等調整前当期純利益		20,521
法人税、住民税及び事業税	10,621	
法人税等調整額	2,037	12,658
当期純利益		7,863
非支配株主に帰属する当期純利益		263
親会社株主に帰属する当期純利益		7,599

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	44,384	18,247	142,677	△4,761	200,548
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,616		△1,616
親会社株主に帰属する当期純利益			7,599		7,599
連 結 範 囲 の 変 動			△23		△23
持分法の適用範囲の変動			△25		△25
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			111		111
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		564			564
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	564	6,045	△17	6,592
当 期 末 残 高	44,384	18,811	148,723	△4,778	207,140

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 子 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 金 等 給 付 金 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	14,058	△9,718	24,777	12,704	△5,646	36,175	146	110,435	347,305
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									△1,616
親会社株主に帰属する当期純利益									7,599
連 結 範 囲 の 変 動									△23
持分法の適用範囲の変動									△25
自 己 株 式 の 取 得									△18
自 己 株 式 の 処 分									0
土地再評価差額金の取崩									111
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									564
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△7,873	2,065	5,763	△1,173	△7,322	△8,540	85	△1,589	△10,044
連結会計年度中の変動額合計	△7,873	2,065	5,763	△1,173	△7,322	△8,540	85	△1,589	△3,452
当 期 末 残 高	6,185	△7,653	30,540	11,531	△12,969	27,634	231	108,845	343,853

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	463,348	負 債 の 部	332,674
流 動 資 産	163,632	流 動 負 債	211,027
現金及び預金	28,380	支払手形	19,718
受取掛手形	1,493	買掛金	45,920
売掛金	74,127	短期借入金	27,860
製品貯蔵品	3,122	1年内返済予定の長期借入金	20,682
仕掛品	24,105	リース債	1,716
原材料及び貯蔵品	1,921	未払金	6,296
前払費用	2,118	未払費用	8,367
繰延税金資産	206	未払法人税等	510
短期貸付金	7,545	前受金	44,923
そ の 引 当 金	3,500	預り金	27,269
△1,664	18,775	保証工事引当金	2,335
固 定 資 産	299,716	受注工事損失引当金	5,426
有形固定資産	135,602	その他	0
建物	12,807	固 定 負 債	121,646
構築物	6,334	社債	40,000
船舶	702	長期借入金	60,533
機械及び装置	7,666	リース債	4,145
船舶器具	4	再評価に係る繰延税金負債	13,739
搬入品	87	関係会社事業損失引当金	126
土地	936	特別環境保全費用引当金	1,421
建物	96,274	資産除去債	560
一仮資産	4,675	その他	1,118
無形固定資産	6,113	純 資 産 の 部	130,674
特許権	1,331	株 主 資 本	100,583
ソフトウエア	118	資本金	44,384
その他	1,138	資本剰余金	18,154
投 資 其 他 の 資 産	162,782	資本準備金	18,154
投資有価証券	25,701	利益剰余金	42,823
関係会社株式	104,800	その他利益剰余金	42,823
関係会社出資金	10	特別償却準備金	1,291
長期貸付金	4,888	固定資産圧縮積立金	2,624
従業員に対する長期貸付金	60	繰越利益剰余金	38,908
関係会社長期貸付金	1	自 己 株 式	△4,778
破産更生債権	4,819	評価・換算差額等	29,858
前払費用	300	その他有価証券評価差額金	5,090
前払年金費用	21	繰延ヘッジ損益	1,539
繰延税金資産	17,840	土地再評価差額金	23,228
その他	2,400	新株予約権	231
そ の 引 当 金	2,564		
△625	△625		
資 産 合 計	463,348	負 債 及 び 純 資 産 合 計	463,348

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		280,192
売 上 原 価		252,710
売 上 総 利 益		27,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,190
営 業 利 益		13,291
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	133	
受 取 配 当 金 他	6,940	
そ の 他	305	7,379
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	876	
社 債 利 息	443	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 他	809	
そ の 他	540	2,669
経 常 利 益		18,001
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	2	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,272	
特 別 環 境 保 全 費 用 引 当 金 戻 入 額	1,730	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,662	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	36	6,703
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	455	
減 損 損 失	338	
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	13,646	
輸 送 事 故 に よ る 損 失	1,159	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	416	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失	167	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損 失	107	16,291
税 引 前 当 期 純 利 益		8,413
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,624	
法 人 税 等 調 整 額	4,399	6,023
当 期 純 利 益		2,390

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	44,384	18,154	0	18,154	1,501	2,746	37,577	41,825	△4,761	99,602
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の積立					30		△30	—		—
特別償却準備金の取崩					△240		240	—		—
固定資産圧縮積立金の積立						63	△63	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△185	185	—		—
剰余金の配当							△1,616	△1,616		△1,616
当期純利益							2,390	2,390		2,390
自己株式の取得									△18	△18
自己株式の処分			△0	△0			△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩							225	225		225
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	△209	△122	1,330	998	△17	981
当 期 末 残 高	44,384	18,154	—	18,154	1,291	2,624	38,908	42,823	△4,778	100,583

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	12,154	△2,439	17,412	27,126	146	126,875
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立						—
特別償却準備金の取崩						—
固定資産圧縮積立金の積立						—
固定資産圧縮積立金の取崩						—
剰余金の配当						△1,616
当期純利益						2,390
自己株式の取得						△18
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						225
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△7,063	3,979	5,816	2,732	85	2,817
事業年度中の変動額合計	△7,063	3,979	5,816	2,732	85	3,798
当 期 末 残 高	5,090	1,539	23,228	29,858	231	130,674

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

三井造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井造船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井造船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

三井造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 茂 盛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 田 芳 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井造船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、平成27年6月26日に開催した監査役会において、監査の方針、監査計画等を決議し、各監査役はこの決議に基づいて監査を実施したほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

三井造船株式会社 監査役会

常勤監査役 入 江 泰 雄 ㊟

常勤監査役 北 嶋 義 久 ㊟

監 査 役 今 井 和 也 ㊟

監 査 役 矢 作 光 明 ㊟

(注) 監査役今井和也及び監査役矢作光明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主資本の充実を図りながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

第113期の期末配当につきましては、この基本方針を踏まえ、株主の皆様への利益還元と今後の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金 銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額3,232,932,412円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>かとう やす ひこ 加藤 泰彦 (昭和22年5月19日)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成16年4月 Mitsui Babcock Energy Limited CEO</p> <p>平成16年6月 当社取締役 Mitsui Babcock Energy Limited担当 (在英国)</p> <p>平成18年12月 特命事項担当</p> <p>平成19年6月 代表取締役社長</p> <p>平成25年6月 代表取締役取締役会長、現在に至る。</p> <p>【取締役候補者とした理由】 船舶・艦艇事業本部における卓越した見識、並びにMitsui Babcock Energy Limited CEO等を経て平成19年6月から平成25年6月まで就任していた社長としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、平成25年6月から就任している会長としての実績に鑑みて、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	83,000株
2	<p>再任</p> <p>たなか たか お 田中 孝雄 (昭和25年4月25日)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成17年6月 理事、機械・システム事業本部事業本部長補佐</p> <p>平成19年6月 取締役、機械・システム事業本部副事業本部長兼技術本部副本部長</p> <p>平成21年6月 常務取締役、機械・システム事業本部長</p> <p>平成23年6月 代表取締役常務取締役、経営企画部及び人事総務部門担当</p> <p>平成24年6月 経営企画部担当</p> <p>平成25年6月 代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>平成27年4月 CEO、現在に至る。</p> <p>【取締役候補者とした理由】 機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、経営企画部、人事総務部門担当等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に加え、平成25年6月より就任している社長としての実績に鑑みて、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	64,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>やまもと たかき</small> 山本 隆樹 (昭和27年5月22日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 人事部長 平成21年6月 取締役、総務部門及び人事部門担当、 総務部長 平成23年6月 玉野事業所長 平成24年6月 人事総務部門及び資材部門担当、現在 に至る。 平成25年6月 常務取締役 平成26年4月 監査部担当、現在に至る。 環境安全管理部門担当 平成27年4月 CCO、現在に至る。 平成27年6月 代表取締役常務取締役 平成28年4月 代表取締役副社長、副社長執行役員、 社長補佐、輸出管理室長、現在に至る。 【取締役候補者とした理由】 人事総務部門における卓越した見識、並びに総務部長、事業所長、 CCO等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑 みて、引き続き取締役候補者となりました。	34,000株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>みのだ しんすけ</small> 養田 慎介 (昭和29年1月15日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年2月 機械・システム事業本部機械工場業務 管理部長 平成20年4月 機械・システム事業本部機械工場長補佐 平成21年1月 機械・システム事業本部機械工場業務 管理部長 平成21年6月 機械・システム事業本部企画管理部長 兼 I R 室主管 平成23年6月 取締役 機械・システム事業本部長、現在に至る。 平成26年4月 常務取締役 平成27年4月 取締役、常務執行役員、現在に至る。 【取締役候補者とした理由】 機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに機械・シス テム事業本部企画管理部長、機械・システム事業本部長等として の実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き 取締役候補者となりました。	21,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>にし</small> <small>はた</small> 西 畑 <small>あきら</small> 彰 (昭和30年5月27日)	昭和55年4月 当社入社 平成13年7月 経営企画部主管 平成19年4月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理部長 平成21年6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長兼 I R室主管 平成23年3月 経営企画部長 平成23年6月 理事 平成25年6月 取締役、経営企画部担当、現在に至る。 平成27年6月 技術開発本部担当、現在に至る。 平成28年4月 常務執行役員、営業推進部及び環境安全管理部門担当、海洋事業推進部長、CISO、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 三井海洋開発(株)取締役 【取締役候補者とした理由】 船舶・艦艇事業本部、経営企画部における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、経営企画部長、三井海洋開発(株)取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者としました。	20,000株
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なか</small> <small>むら</small> 中 村 <small>きよし</small> 潔 (昭和28年1月12日)	昭和50年4月 当社入社 平成16年9月 千葉事業所経理部長兼経理部主管、I R室主管 平成19年7月 玉野事業所経理部長 平成22年4月 財務部長 平成23年4月 三井海洋開発(株)執行役員 平成23年6月 当社理事 平成25年4月 財務経理部長 平成26年4月 財務経理部門担当 I R室担当、現在に至る。 平成26年6月 取締役、現在に至る。 平成28年4月 常務執行役員、CFO、現在に至る。 【取締役候補者とした理由】 財務経理部門における卓越した見識、並びに財務経理部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑みて、引き続き取締役候補者としました。	41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 仁保 信介 (昭和31年10月17日)	昭和56年4月 当社入社 平成19年6月 環境・プラント事業本部プラント営業部長 平成25年4月 エンジニアリング事業本部環境エネルギー・インフラ営業部長兼プラント営業部長 平成25年6月 理事 平成26年4月 エンジニアリング事業本部副事業本部長 平成26年6月 取締役 平成27年4月 取締役、執行役員 平成27年6月 執行役員 平成28年4月 常務執行役員、エンジニアリング事業本部長、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 三井海洋開発(株)取締役 【取締役候補者とした理由】 エンジニアリング事業本部における卓越した見識、並びに三井海洋開発(株)取締役、エンジニアリング事業本部副事業本部長及び平成26年6月から平成27年6月まで就任していた取締役等としての優れた実績に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。	13,000株
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 古賀 哲郎 (昭和31年11月16日)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理部長 平成23年2月 船舶・艦艇事業本部玉野艦船工場艦船建造部長 平成25年6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長兼IR室主管 平成26年4月 理事 平成26年12月 船舶・艦艇事業本部艦船・特機総括部長 平成27年4月 執行役員、船舶・艦艇事業本部副事業本部長 平成28年4月 常務執行役員、船舶・艦艇事業本部長、現在に至る。 【取締役候補者とした理由】 船舶・艦艇事業本部における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、艦船・特機総括部長、船舶・艦艇事業本部副事業本部長等としての優れた実績に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">とく ひさ とおる 徳 久 徹 (昭和27年4月3日)</p>	<p>昭和51年4月 日本輸出入銀行入行 平成11年12月 国際協力銀行ワシントン首席駐在員 平成14年10月 同行開発金融研究所副所長 平成16年7月 同行国際審査部長 平成17年10月 同行米州地域外事審議役 平成18年9月 同行退職 平成18年10月 ヌサ・テンガラ・マイニング㈱代表取締役副社長、現在に至る。 平成25年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) ヌサ・テンガラ・マイニング㈱代表取締役副社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 長年、政府系金融機関の職員として、また、海外鉱山への投融資事業会社の経営者として培われた国際金融、海外投資における豊富な知識と実績を、当社の海外事業展開における事業性の評価やリスク管理の分野などに活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> たなかとしかず 田中稔一 (昭和20年2月7日)	<p>昭和43年4月 東洋高压工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社</p> <p>平成11年6月 三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部フェノール事業部長</p> <p>平成15年6月 同社常務取締役、基礎化学品事業グループ副事業グループ長</p> <p>平成16年6月 同社基礎化学品事業グループ長</p> <p>平成17年6月 同社代表取締役副社長、基礎化学品事業グループ長</p> <p>平成19年4月 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、グループ経営推進部、支店及び海外統括会社担当</p> <p>平成21年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成26年4月 同社取締役</p> <p>平成26年6月 同社相談役、現在に至る。</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>三井化学(株)相談役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社の経営全般について大所高所より助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	20,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 徳久 徹氏及び田中稔一氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって徳久 徹氏が3年、田中稔一氏が1年となります。
3. 当社は、徳久 徹氏及び田中稔一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
4. 徳久 徹氏及び田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(51頁をご参照ください。)を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

なお、徳久 徹氏が過去において業務執行者であった株式会社国際協力銀行は当社の取引先であり、当社連結子会社である三井海洋開発株式会社が約20%、当社連結子会社であるMES HOLDINGS B.V. が約10%を出資している関連会社が、同行から浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備の建造資金を借入れており、当社は、借入額の約30%に相当する金額(平成28年3月31日現在約206百万米ドル)に対して三井海洋開発株式会社とともに連帯保証を行っておりましたが、本年4月の借入金完済に伴い、当該連帯保証債務は消滅しており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

また、田中稔一氏が現在相談役を務め、過去において業務執行者であった三井化学株式会社との間には、プラント関連の部品及び材料などの販売並びに仕入などに関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役北嶋義久、今井和也及び矢作光明の各氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>ひら いわ たか ひろ</small> 平 岩 隆 弘 (昭和27年6月21日)	昭和50年4月 当社入社 平成17年10月 鉄構・物流事業本部鉄構運搬機工場管理部長 平成23年6月 理事、鉄構・物流事業本部副事業本部長、鉄構運搬機工場長、大分事業所長 平成24年6月 取締役 平成24年12月 機械・システム事業本部事業本部長補佐 平成26年4月 玉野事業所長、製造部門総括 平成27年4月 取締役、常務執行役員 平成27年6月 常務執行役員 平成28年4月 顧問、現在に至る。	31,000株
		【監査役候補者とした理由】 機械・システム事業本部における卓越した見識、並びに取締役、常務執行役員として経営陣の一角を担うなど当社の実情に通じていることを活かし、適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査役候補者としました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 株 式 の 数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> <small>えん とう おきむ</small> 遠 藤 修 (昭和24年12月1日)	昭和47年4月 ㈱三井銀行入行 平成12年4月 ㈱さくら銀行執行役員、日本橋営業部長 平成13年4月 ㈱三井住友銀行執行役員、名古屋営業本部長 平成14年6月 同行執行役員、東京第三法人営業本部長 平成15年6月 同行常務執行役員、本店第二営業本部長 平成17年6月 同行常務取締役 平成18年4月 同行取締役、専務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 平成18年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役 平成19年4月 ㈱三井住友銀行取締役、副頭取執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役 平成21年4月 ㈱三井住友銀行取締役 平成21年5月 SMBCフレンド証券㈱顧問 平成21年6月 同社代表取締役社長 平成22年6月 同社最高執行役員 平成25年6月 三井生命保険㈱顧問 平成25年6月 同社代表取締役会長 平成28年4月 同社特別顧問、現在に至る。 【社外監査役候補者とした理由】 長年、金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向や経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 株 式 の 数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> たなか こういち 田 中 浩 一 (昭和30年10月21日)	<p>昭和55年4月 三井物産(株)入社 平成15年10月 同社財務部長 平成18年4月 同社総合資金部長 平成21年4月 同社セグメント経理部長 平成22年4月 同社執行役員、セグメント経理部長 平成23年4月 同社執行役員、CFO補佐、セグメント経理部長 平成24年4月 同社常務執行役員、CCO 平成24年6月 同社代表取締役、常務執行役員、CCO 平成26年4月 同社代表取締役、専務執行役員、CCO 平成27年4月 同社取締役 平成27年6月 同社顧問、現在に至る。 AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を活かし、また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから客観的な見地に基づき適切な監査をしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本議案をご承認いただいた場合には、当社は遠藤 修氏及び田中浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
3. 遠藤 修氏及び田中浩一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(51頁をご参照ください。)を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、遠藤 修氏が過去において業務執行者であった株式会社三井住友銀行との間には、平成28年3月31日現在222億3百万円の借り入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有していますが、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していません。また、同氏が過去において業務執行者であった三井生命保険株式会社との間には、生命保険、確定給付企業年金保険などに関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上(保険料)が同社の年間連結保険料等収入に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結売上高に占める割合は0.1%未満であります。以上の理由により、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

また、田中浩一氏が過去において業務執行者であった三井物産株式会社との間には、船舶、機械などの販売及び素材、機器類の仕入などに関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結売上高に占める割合は1%未満であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年6月28日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された北村信彦氏の選任の効力が、本総会の開始の時をもって失効することに伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会にて改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> たけの うち あきら 竹之内 明 (昭和22年5月26日)	昭和54年4月 東京弁護士会弁護士登録、辻誠法律事務所入所、現在に至る。 平成14年6月 アルプス電気(株)社外監査役 アルプス物流(株)社外監査役 平成23年4月 東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成26年6月 (株)アマダ(現(株)アマダホールディングス)社外監査役、現在に至る。 平成27年6月 公益社団法人吉田育英会監事、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 辻誠法律事務所弁護士 (株)アマダホールディングス社外監査役 公益社団法人吉田育英会監事	0株
<p style="text-align: center;">【補欠社外監査役候補者とした理由】</p> 弁護士としての長年の豊富な実務経験・専門性、並びに日本弁護士連合会副会長等を歴任後に上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、新たに補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 竹之内明氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、また、上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

3. 竹之内明氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 竹之内明氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（51頁をご参照ください。）を満たしており、同氏が当社の社外監査役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

＜ご参考 1＞当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役及び執行役員の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役及び監査役候補者の選任議案及び執行役員の選任議案を取締役会に付議いたします。同委員会は、社長、副社長及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

＜ご参考 2＞社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（平成27年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者
（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

第5号議案 取締役の報酬制度改定の件

当社は、平成25年6月27日開催の第110回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対してストックオプションとしての新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を割り当てることをご承認いただきましたが、平成27年12月に発足した当社報酬諮問委員会の審議結果及びその答申を踏まえてこれを廃止し、新たな中長期インセンティブ報酬制度として、株価に連動する延払い型退任後報酬である「株価連動報酬」制度を導入させていただきたく存じます。また、同報酬諮問委員会の審議結果及びその答申を踏まえ、取締役報酬の連結業績との連動性をさらに高め、資本効率の向上を意識した経営をより進めることを目的に、取締役の報酬制度を見直し、「利益連動報酬」を導入させていただきたく存じます。つきましては、「株価連動報酬」及び「利益連動報酬」として支給する報酬等の額について、次のとおりといたしたくご承認をお願いするものであります。

1. 「株価連動報酬」の具体的内容

(1) 株式報酬型ストックオプションの廃止及び「株価連動報酬」導入の目的

現行の株式報酬型ストックオプションは、権利行使手続・課税面の煩雑さ等の問題があり、制度としての利便性の改善が課題となっております。そこで、中長期インセンティブとしての目的を損なわず、より利便性の高い報酬制度として株価連動報酬を導入させていただきたく存じます。本株価連動報酬は、取締役（社外取締役を除く）退任後において株価に連動した報酬を受領することから中長期インセンティブの性質を有しており、当該取締役の在任中において中長期的業績の向上を促すものであると考えております。また、「株価連動報酬基礎額」の割当期間と株価連動報酬の支給期間を同一とすることにより、退任後も在任期間と同期間、経営に責任を持つ仕組みとしており、株式報酬型ストックオプションに比べて、よりインセンティブとして有効に働くと考えております。

なお、現在の取締役は11名であり、第2号議案のご承認をいただいた場合には、取締役は10名（うち社外取締役は2名：ただし、社外取締役は株価連動報酬の対象外です。）となります。

(2) 「株価連動報酬」の算定方法

- ① 取締役（社外取締役を除く）に支給される「基準月俸」（毎月支給される定額報酬）の2ヶ月分を株価連動報酬の株価連動報酬基礎額として毎年割り当てます。
- ② 株価連動報酬は、取締役退任の翌年を支給開始年とし、支給期間は本制度導入後の取締役在任期間に等しい株価連動報酬基礎額の割当期間と同一とします（以下「株価連動報酬支給期間」という）。取締役退任翌年の支給開始年に支給される株価連動報酬

は、最初に取締役を選任された年（本制度導入年において取締役に選任されたことのある者については本制度導入年）の株価連動報酬基礎額を基準として、次の算式により定める方法で算出される額により支給され、以後、株価連動報酬支給期間の間、最初の支給から1年ずつスライドさせながら、対応する取締役在任期間の株価連動報酬基礎額を基準として同じく下記の算式により定める方法で算出される額を支給します（具体的な算定の例につきましては、下記〈ご参考1〉をご覧ください）。

$$\text{各年の支給額} = \text{各割当年の株価連動報酬基礎額} \times \frac{\text{各支給年の6月の最終営業日の株価}}{\text{各割当年の6月の最終営業日の株価}}$$

- ③ 株価とは、東京証券取引所における当社普通株式の終値とします（終値がない場合は翌取引日の基準値段とします）。
- ④ 各年における株価連動報酬の支給額の合計は、株価の変動幅にかかわらず、1億円を超えないものとし、各対象者に対する個別の額、支給の時期等については取締役会にご一願いたいと存じます。なお、当社の取締役に対する報酬等の額は平成22年6月25日開催の第107回定時株主総会において、報酬限度額を年額6億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。以下「総報酬限度額」という）としてご決議いただいておりますが、株価連動報酬の上限額である1億円は、この総報酬限度額の枠内に含まれるものであり、本株価連動報酬の導入及び下記2.の利益連動報酬の導入にかかわらず、総報酬限度額に変更はありません。
- ⑤ 業務執行から独立した立場にある社外取締役は株価連動報酬の支給対象とせず、基準月俸の12ヶ月分（以下「月例報酬」という）のみを支給するものとします。

〈ご参考1〉株価連動報酬の各年の支給額計算例：平成28年6月に取締役に就任し、その後5年在任し、平成33年6月に退任した場合

（第1回支給額：平成34年7月支給）

$$\text{平成28年度株価連動報酬基礎額} \times \text{平成34年6月末株価} \div \text{平成28年6月末株価}$$

（第2回支給額：平成35年7月支給）

$$\text{平成29年度株価連動報酬基礎額} \times \text{平成35年6月末株価} \div \text{平成29年6月末株価}$$

（第3回支給額：平成36年7月支給）

$$\text{平成30年度株価連動報酬基礎額} \times \text{平成36年6月末株価} \div \text{平成30年6月末株価}$$

(第4回支給額：平成37年7月支給)

平成31年度株価連動報酬基礎額×平成37年6月末株価÷平成31年6月末株価

(第5回支給額：平成38年7月支給)

平成32年度株価連動報酬基礎額×平成38年6月末株価÷平成32年6月末株価

2. 「利益連動報酬」の具体的内容

(1) 「利益連動報酬」導入の目的

利益連動報酬は、有価証券報告書において予め開示される算定方式により、株主総会にてご承認いただいて確定する該当年度の業績に基づいて算定の上、取締役（社外取締役を除く）に対して、年1回、業績確定後一定期間内（1ヶ月以内）に支給されるものです。現行の業績反映報酬を、当社の経営戦略に即した業績評価指標を基準に改定することによって、より報酬と業績の連動性を高めるため、利益連動報酬を導入させていただきたく存じます。

なお、現在の取締役は11名であり、第2号議案のご承認をいただいた場合には、取締役は10名（うち社外取締役は2名：ただし、社外取締役は利益連動報酬の対象外です。）となります。

(2) 「利益連動報酬」の算定方法

- ① 利益連動報酬は、役位別に定めた現行の報酬構成を変更し、月例報酬と株価連動報酬基礎額の合計額からなる「基礎報酬」に基づいて、下記表1に定める業績評価指標に応じて、下記表2の計算方法により報酬額を算出するものであり、基礎報酬に対して一定の割合で変動します。

利益連動報酬の基礎報酬、利益連動報酬の配分は以下のとおりです。

基 礎 報 酬		利益連動報酬の変動幅* (対「基礎報酬」の割合)
月 例 報 酬	株 価 連 動 報酬 基 礎 額	
基準月俸 12ヶ月分	基準月俸 2ヶ月分	0%～50%

*：変動幅の最大値を上限額とし、上限額を超えた分については、支給されません。

なお、利益連動報酬を導入した場合、利益連動報酬が年1回の支給であることに伴い、支給される1ヶ月当たりの報酬額が現行制度と比較して減額となることから、初年度である平成28年度については経過措置を設けさせていただきたく存じます。具体的には、平成28年度については、月例報酬を平成29年度以降の水準よりも高く設定するとともに、利益連動報酬の変動幅の上限を平成29年度以降の水準よりも低く設定いたします。なお、経過措置期間においても、下記②の上限額に変更はありません。

表1：業績評価指標

職 務	業 績 評 価 指 標	割 合
事業本部を担当しない取締役 (ただし、社外取締役を除く) 及びコーポレート担当取締役	連結投下資本利益率 (ROIC*1)	100%
事業本部を担当する取締役	連結投下資本利益率 (ROIC*1)	50%
	担当事業本部 (セグメント) 営業利益率*2	50%

*1：ROIC＝(営業利益＋受取利息＋配当)／(前期平均自己資本＋前期平均有利子負債)

*2：担当事業本部 (セグメント) 営業利益率＝担当事業本部 (セグメント) 営業利益／担当事業本部 (セグメント) 売上高

表2：計算方法 (平成29年度以降)

業 績 評 価 指 標	計 算 式	
連結投下資本利益率 (ROIC)	ROIC 2%まで	ROIC 1%につき基礎報酬の3.15%
	ROIC 2%超9%まで	ROIC 1%につき基礎報酬の6.25%
担当事業本部 (セグメント) 営業利益率	営業利益率 8%まで	営業利益率 1%につき基礎報酬の6.25%

※事業本部を担当する取締役については、係数はそれぞれ1/2とします。

- ② 取締役の利益連動報酬の支給合計額の上限は1億5,200万円とし、各取締役(社外取締役を除く)に対する個別の額、支給の時期等については取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、当社の取締役に対する報酬等の額は平成22年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の総報酬限度額をご決議していただいておりますが、あわせてご決議をいただく上記1.の株価連動報酬の導入及び本利益連動報酬の導入にかかわらず、総報酬限度額に変更はありません。

- ③ 業務執行から独立した立場にある社外取締役は利益連動報酬の支給対象とせず、月例報酬のみを支給するものとします。

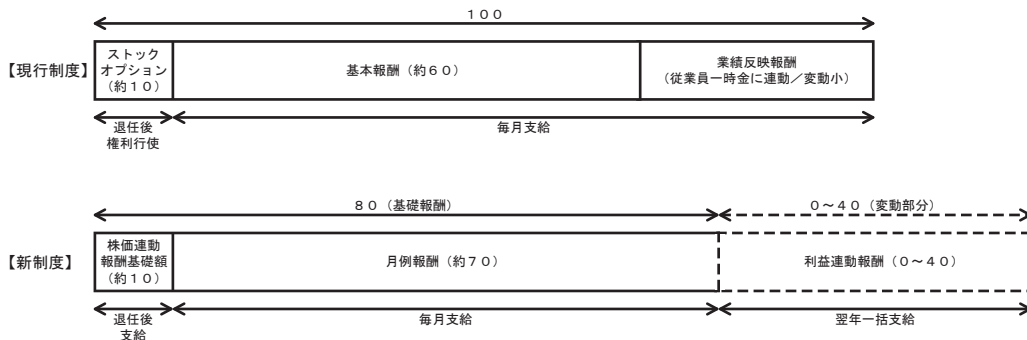
<ご参考2> 株価連動報酬制度及び利益連動報酬導入後の報酬制度について

株価連動報酬及び利益連動報酬についてご承認いただいた後、総報酬限度額を上限として支給される、当社の取締役に対する報酬の内容は以下のとおりです。

報酬等の種類	報酬等の内容	固定／変動（注）
月例報酬	役位等に応じて決定した額を、毎月支給します。（基準月俸12ヶ月分）	固定
株価連動報酬	基準月俸の2ヶ月分を株価連動報酬基礎額として毎年割り当て、割当額について、退任後の株価に連動させた報酬を支給します。取締役退任の翌年を支給開始年とし、支給期間は本制度導入後の取締役在任期間に等しい株価連動報酬基礎額の割当期間と同一とし、株価連動報酬支給期間の間、最初の支給から1年ずつスライドさせながら、対応する取締役在任期間の株価連動報酬基礎額を基準として、株価に連動させた報酬を支給します。	変動（取締役在任期間における割当額は固定） （中長期）
利益連動報酬	有価証券報告書において予め開示される算定方式により、株主総会にてご承認いただいて確定する該当年度の業績に基づいて算定の上、年1回、業績確定後一定期間内（1ヶ月以内）に支給します。	変動 （単年度）

（注）支給額が固定である場合には「固定」、業績等に連動して変動する場合には「変動」と記載しています。（「変動」の場合も、一定の上限額が定められています。）また、前年度の連結業績等に対応する場合には、「単年度」と付記しています。株価連動報酬は、中長期インセンティブとしての位置付けのため、「中長期」と付記しています。

〈ご参考3〉現行の報酬制度及び新しい報酬制度の対比（イメージ図）



(注) 上記数値は、現行制度における報酬の総支給額を100と仮定した場合の、新制度における報酬の支給額の想定数値を表しています。

以 上

インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承願います。

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- (a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(メモ欄)

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

(メモ欄)

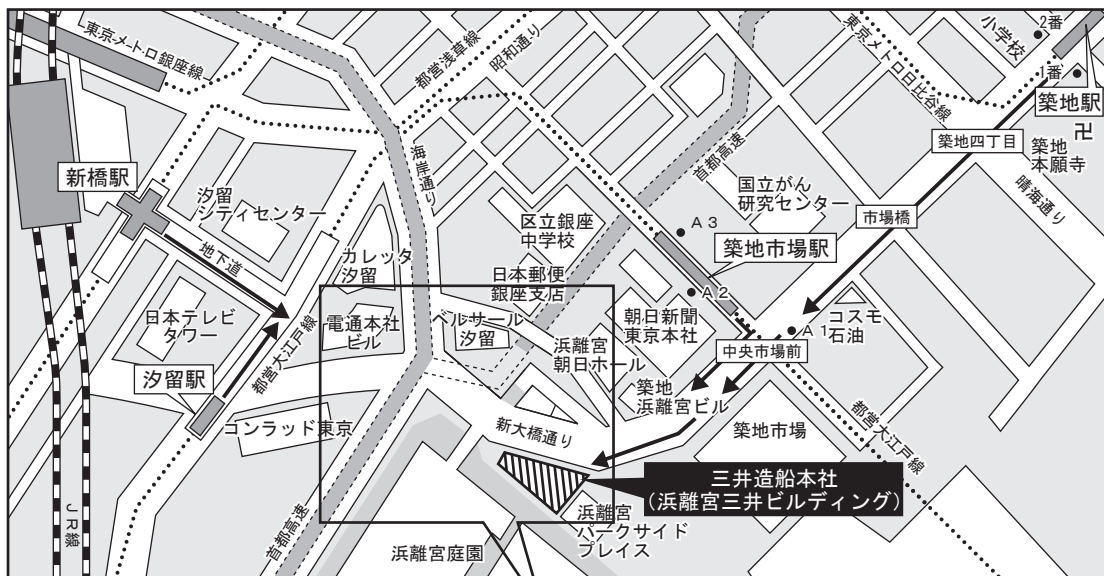
A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the first line below the header and extending to the bottom of the page.

株主総会会場ご案内図詳細（地下ルート）



- ① 汐留方面出口（地下）より「都営地下鉄 新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 正面「PLAZA」を見て直進（シオサイト地下道）。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら右へ。建物外の階段を上がって地上に出る
- ⑤ 横断歩道を渡り右折。再度、横断歩道を渡り左折。新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都中央区築地5丁目6番4号
 浜離宮三井ビルディング 2階

- ※ 受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
- ※ 駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

交 通

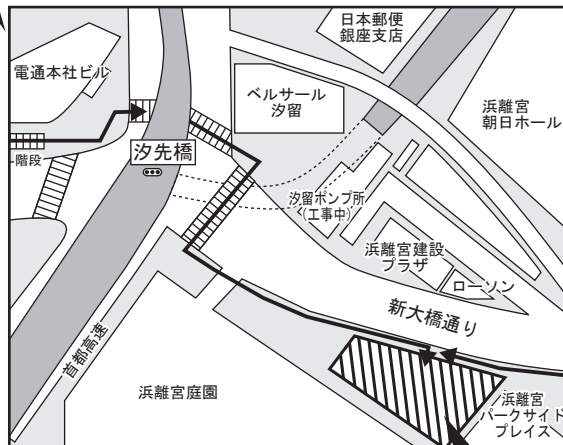
JR線・銀座線 「新 橋」駅 徒歩15分
 都営浅草線

※汐留方面出口（地下）よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留（電通本社ビル）から地上へ出て（詳細は前頁）首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む

都営大江戸線 「築地市場」駅 A1またはA2出口より徒歩5分

「汐 留」駅 新橋駅方面改札より徒歩5分

日比谷線 「築 地」駅 築地本願寺方面改札1番または2番出口より徒歩12分



**三井造船本社
 (浜離宮三井ビルディング)**